

平成 27 年 10 月 16 日

## 元請けに係る社会保険等未加入業者の取扱いについて

### 1. 社会保険等未加入業者とは

経営事項審査の結果通知書（以下「経審」という）の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄にひとつでも「無」がある場合に社会保険等未加入業者とみなします。（3つの欄すべてが「有」又は「除外」の場合に加入業者とみなします。）

### 2. 平成 28 年度における社会保険等未加入業者の対応

平成 28 年 4 月 1 日以降に指名通知又は入札公告で発注（契約検査課）する建設工事については、社会保険等未加入業者は入札に参加できません。

#### ●平成 28 年度中における社会保険等加入の確認方法

原則として「経営事項審査の結果通知書」により確認します。ただし、年途中で社会保険等に参加した場合は、以下の提出書類が必要となります。

- (1) 雇用保険の「保険料納付書の領収書の写し」又は「保険料納付済証明書」
- (2) 健康保険・厚生年金保険の「納入告知書兼領収書の写し」又は「保険料納付済証明書」

### 3. 平成 28 年度新規受付及び平成 29・30 年度定期受付に係る入札参加資格申請の取扱い

社会保険等の加入の有無を入札参加資格要件とし、社会保険等に参加していなければ登録できません。

問合せ先

藤枝市総務部契約検査課

契約係 054-643-3249（直通）